

第4章 様式例

1 自治会規約の例

(1) 自治会規約（会則）の例

ここに示す規約は、認可地縁団体の必要事項を基に参考として作成したものです。
皆さんの地域の実情にあった規約をつくりましょう。

★印の条文は、非常に重要な項目です。

〇〇地区△△自治会規約（会則）

第1章 総則

（目的）

★第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2） 美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3） 集会施設の維持管理
- （4） 地域行政等への協力
- （5） その他本会の目的を達成するために必要なこと

（名称）

★第2条 本会は、〇〇地区△△区・自治会と称する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、会長の自宅に置く。

第2章 会員

（会員）

第4条 本会の会員は、〇〇地区△△区・自治会に住所を有する世帯とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

（会費）

★第5条 本会の会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員及び任務

(役員)

★第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会 計 〇名
- (4) その他の役員 〇名
- (5) 監 事 〇名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

★第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

★第9条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

★第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

★第11条 総会は、会員をもって構成する。ただし、班長会議をもって本会の総会に代えることができる。

(総会の権能)

第12条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 13 条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(3) 第8条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 14 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

★第 17 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 18 条 会員は、総会において各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 19 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 16 条及び第 17 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第 20 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 21 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第22条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

（役員会の議長）

第23条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第24条 役員会には、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

★第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）別に定める財産目録記載の資産
- （2）会費
- （3）活動に伴う収入
- （4）資産から生じる果実
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第27条 本会の資産で第25条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

★第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

★第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

★第30条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

★第31条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更

（規約の変更）

★第32条 この規約は、総会（において総会員の4分の3以上）の議決を得なければ変更することはできない。

第8章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第33条 本会の事務所には、規約、会員名簿、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第34条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(2) 慶弔規程（細則）の例

自治会から祝い金や弔慰金を支出する場合には、「慶弔規程」や「旅費規定」等の細則を定めて支出の基準を明らかにすることで、誤解を避けることができます。

〇〇地区△△自治会慶弔規程（細則）

（目的）

第1条 この規定は、〇〇地区△△自治会の慶弔費の支出について必要な事項を定めるものとする。

（慶事）

第2条 会員が、地方自治の功労による勲章等の受章を受けたときは、祝い金〇〇〇〇円を支出する。

2 会員が、市または公的機関より自治会活動に係る表彰を受けたときは、祝い金△△△△円を支出する。

3 結婚、出産その他の慶事については、原則支出しないものとする。

（弔事）

第3条 会員またはその家族が死亡した時は、香料〇〇〇〇円を支出する。

（見舞）

第4条 会員が自治活動の実施中に受傷した場合は、次の見舞金を支出する。

会員が死亡した場合 △△△△円

7日以上入院 △△△△円

3日以上通院 △△△△円

（返礼）

第5条 前三条の規定により支出した慶弔費に対する返礼は受けないものとする。

（雑則）

第6条 この規定に定めのない事項が生じたときは、正副会長が協議の上決定するものとする。

2 自治会事業計画書の例

ここに示した事業計画はあくまでも参考です。
みなさんの自治会の特色を活かしながら、みんなで考えましょう。

令和〇〇年度 〇〇自治会事業計画

月	事業名	内容
4月	定期総会 春の祭礼	決算・予算・役員・事業等の審議
5月	第1回役員会 資源回収 日赤社員・社資募集	市民清掃デー・夏祭りの準備 子ども会事業への共催 赤十字社員増強運動
6月	市民清掃デーの実施 レクリエーション大会 社会福祉協議会会員募集	公園・集会所等の清掃 グラウンドゴルフ大会 会費納入
7月	第2回役員会	敬老会・運動会の準備
8月	夏祭りの実施	
9月	敬老会の実施 霞川清掃	防災訓練の準備
10月	地区運動会への参加 入間万燈まつりの参加 秋の祭礼 赤い羽根共同募金	△△地区体育協会主催事業への参加
11月	レクリエーション大会 防災訓練の実施	秋のハイキング 市・連合区長会共催の防災訓練と連携
12月	歳末助けあい運動の実施 地区清掃活動	歳末助けあい募金 地区内道路の空き缶拾い
1月	第3回役員会・反省会	新年会兼ねる
3月	新旧役員会	総会準備及び役員事務引継ぎ
随時	市報等配布物・回覧板の配布等 募金・自治会費等集金事務 集会所の修理清掃活動 地域安全活動や防犯灯の設置・管理 ゴミ集積所の管理・環境美化活動 衛生活動 交通安全活動 消防後援会活動 班長会議	日時の決まっていない行事や 日頃行っている事業などを 記載しておくといよいでしょう。

※ この計画書に掲載されている内容が、自治会活動保険の対象となります。
(詳しくは 22～23 ページ)